

山梨県共同企業体取扱要綱

(昭和63年4月1日)

改正 平成 6年6月15日

平成14年4月15日

令和 6年4月 1日

令和 7年4月 1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体は、年間を通して結成される共同企業体（以下「経常建設共同企業体」という。）及び特定の工事毎に結成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）とする。

(企業体の運用形態)

第3条 共同企業体の運用形態は、原則として各構成員対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

2社の場合30パーセント以上

3社の場合20パーセント以上

第2章 経常建設共同企業体

(結成)

第4条 経常建設共同企業体は、構成員の施工能力の増大を図り、その受注機会を確保することを目的として結成するものとする。

(対象工事)

第5条 経常建設共同企業体の施工対象工事は、契約担当者が適当であると認める工事とする。

(入札参加手続)

第6条 経常建設共同企業体が、県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとするときは、あらかじめ経常建設共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

(資格審査の申請)

第7条 経常建設共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければならない。

- 一 構成員は、資格者名簿に登録された県内の建設業者（最上位等級に格付けされた者を除く。）であること。
- 二 構成員は、2ないし3業者であること。
- 三 資格審査を申請する建設工事の種類は、すべての構成員が単独業者として、資格者名簿に登録された建設工事の種類であること。
- 四 構成員の級別格付けは、同一等級又は直近等級であること。
- 五 構成員の組合せは、経常建設共同企業体の級別格付けが、構成員各個の格付けより昇格するものであること。ただし、級別格付けの昇格は、構成員のうちで上位に格付けされている者の級別格付けよりも2級以上昇格する場合であっても1級に制限する。

2 構成員は、同一の建設工事の種類について他の経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。

3 級別格付けが最上位等級の者又は中小企業等協同組合は、構成員となれないものとする。

4 第1項の申請は、経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 経常建設共同企業体協定書（様式第2号）
- 二 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第3号）
- 三 各構成員の経営事項審査申請書の写し

(資格審査及び格付)

第8条 建設工事については、次に掲げる事項を審査し、単体企業に準じて級別格付けを行うものとする。

- 一 各構成員の工事の種類別年間平均完成工事高の合計値
- 二 各構成員の自己資本額及び職員数のそれぞれの合計値
- 三 各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値
- 四 各構成員の技術職員数の合計値
- 五 各構成員の営業年数の平均値

(代表者の選定)

第9条 代表者は、構成員において決定された者とする。

第3章 特定建設工事共同企業体

(結成)

第10条 特定建設工事共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として、結成するものとする。

(対象工事)

第11条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事の種類及び規模は、次のとおりとする。

対象工事の種類	金額
大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築）	概ね5億円以上
技術的難度の高い大規模設備等の建設工事	概ね1億円以上
上記以外の工事で、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事	

(入札参加資格審査手続)

第12条 特定建設工事共同企業体として、県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとするときは、第13条第1項の資格を有する建設業者で構成した、特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

(資格審査の申請)

第13条 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければすることができないものとする。

- 一 構成員は、資格者名簿に登載された建設業者であること。
 - 二 構成員は、2ないし3業者であること。
 - 三 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。
 - 四 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとして一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
 - 五 構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置しうる建設業者であること。
 - 六 構成員の級別格付けは、最上位等級であること。ただし、同級により難しい場合であって、当該工事を所管する部長が特に認める場合は、最上位等級と第二位等級に属する建設業者との組合せとする。
- 2 構成員は、同一工事で他の特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
- 3 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第4号）に特定建設工事共同企業体協定書（様式第5号）その他申請に必要な書類を添え

て、当該工事の発注者に提出することにより行うものとする。

- 4 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査の申請及び特定建設工事共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

(資格審査及び格付)

第14条 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査は、第13条第1項の申請に基づき行い、当該特定建設工事共同企業体の級別格付けは次によるものとする。

- 一 構成員の級別格付けが同一の場合

当該構成員の級別格付け

- 二 構成員の級別格付けが異なる場合

上位の構成員の級別格付け

(代表者の選定)

第15条 代表者は、施工能力の大きいものとし、出資比率は構成員中最大とする。

(指名)

第16条 契約担当者が指名競争入札を実施する場合、指名選定は次のとおりとする。

- 一 特定建設工事共同企業体の指名選定は、山梨県建設工事等指名選定要領に基づき行うものとする。

- 二 指名選定は、当該工事に資格審査申請した特定建設工事共同企業体のうち、適格なものと認定された共同企業体の中から選定するものとする。

- 2 契約担当者は、第一項の規定により指名選定された特定建設工事共同企業体を指名するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この改正は、平成6年6月15日から施行する。

附則

この改正は、平成14年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う工事から適用する。

様式第 1 号

経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住 所
共同企業体の名称

住所
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名

住所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

住所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

今般、山梨県の発注に係る建設工事の入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、
共同企業体（以下「企業体」という。）
と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、その存続期間は 年とする。
ただし、年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の解散の時期は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに
請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の各構成員の出資の割合は、別（様式第3号）に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 当企業体の構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が請負建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行ふものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者

の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、

第16条 第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

	住所	
代表構成員	商号又は名称	社印
	代表者氏名	印

	住所	
構 成 員	商号又は名称	社印
	代表者氏名	印

	住所	
構 成 員	商号又は名称	社印
	代表者氏名	印

様式第 3 号

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

山梨県発注に係る工事については、経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

1 経常建設共同企業体の名称

2 出資の割合

商号又は名称	%
商号又は名称	%
商号又は名称	%

(代表会社名)

外社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

	住所	
代表構成員	商号又は名称	社印
	代表者氏名	印

	住所	
構 成 員	商号又は名称	社印
	代表者氏名	印

	住所	
構 成 員	商号又は名称	社印
	代表者氏名	印

様式第 4 号

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
共同企業体の名称

代表構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住所
商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住所
商号又は名称
代表者氏名

今般、山梨県の発注に係る建設工事の入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第 5 号

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1 山梨県発注に係る建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

2 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当特定建設工事共同企業体は、建設工事共同企業体
(以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、第 1 条に規定する工事の請負契約の履行後 1 2 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、第 1 条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし当該建設工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、 共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がいるときは、残存構成員の出資の割合

は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者氏名

社印

印

	住	所	
構	成	員	商号又は名称
			代表者氏名
			社印
			印

	住	所	
構	成	員	商号又は名称
			代表者氏名
			社印
			印